様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 2025　年　7　月　1　日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）すわじむきはんばいかぶしきかいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 諏訪事務機販売株式会社  （ふりがな） はやし　ふみあき  （法人の場合）代表者の氏名 　 林　史章  住所　〒394-0028  長野県岡谷市本町三丁目８番４５号  法人番号　　2100001019572  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号） に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進の取り組みについて | | 公表日 | 2025　年　4　月　4　日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページにて  https://www.suwajimuki.co.jp/ にアクセス後、上部ナビゲートバーで「会社案内」から「DX推進について」をクリック。ダイレクトURL　https://sites.google.com/a/xn--3kqu8hgw0ad82atxa.jp/public/aboutus/dx1 | | 記載内容抜粋 | 当社の企業理念は、「快適で効率的なオフィス機器やサービスを提供し、迅速的確な保守業務を通して生産性向上を支え、地域社会の持続発展と関係者全員の幸せを追求します。」となっております。当社は、その時代に合わせて、お客様の効率化に資する機器やサービスを提供してきました。当社にとってお客様にDXに関連するサービスを提案することは、お客様に「より効率的」を提供すること、ひいてはの企業理念に沿うことになります。  　そのためには、お客様にとって見本となり、お客様が「より効率的」と感じられるよう真摯にDX推進を行って参ります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2025年 3月31日 取締役会による承認 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進の取り組みについて | | 公表日 | 2025　年　4　月　4　日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページにて  https://www.suwajimuki.co.jp/ にアクセス後、上部ナビゲートバーで「会社案内」から「DX推進について」をクリック。ダイレクトURL　https://sites.google.com/a/xn--3kqu8hgw0ad82atxa.jp/public/aboutus/dx1 | | 記載内容抜粋 | 当社では、お客様へ訪問する外勤者の構成比が高いので、SE経験のある代表取締役が主導し、モバイル・ファースト、ワンス・インプット、情報の民主化の3つの方針で進めています。 2.A.スマートフォンの活用(モバイル・ファースト) 　モバイル・ファーストは、PCでもスマートフォンでも使用できる情報システムを整備することを指します。つまりデバイスの種類を問わず使用でき、情報はクラウド上で保管することを目指します。同時に、テレワークへの対応、強靭なセキュリティ、事業継続性を高めることに繋がります。 2.B. 同じ情報は何度も入力しない(ワンス・インプット) 　１回入力したら同じ情報の再入力を避け、入力データを使い回すことで、コンピューティングのメリットの享受を目指しています。その為に情報システム間の自動連携を行うために情報をクラウド上に保管し、自動連携できない情報源同士は、RPAを用いて自動変換を行うことを目指します。 2.C.みんなが情報を簡単に使える(情報の民主化) 　クラウド上には社内で作成された情報が刻々と蓄積される。3つの事（情報を、毎日使う、出会う、調べられる）が簡単にでき、翌日の業務に関することから、業績までを容易に把握できることを目指している。 2.D. 今後の方策 　当社のDXは、自社内のデジタイゼーションの段階であるとの認識であり、次の段階として、お客様接点に関わる部分に対して3つの方針を実現していくことを目指します。それを確実にする組織体制の確立も必要です。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2025年 3月31日 取締役会による承認 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社ホームページにて  https://www.suwajimuki.co.jp/ にアクセス後、上部ナビゲートバーで「会社案内」から「DX推進について」をクリック。ダイレクトURL　https://sites.google.com/a/xn--3kqu8hgw0ad82atxa.jp/public/aboutus/dx1 | | 記載内容抜粋 | 社長自ら率先して開発にも取り組みDX推進を行う。役員で支援を行っていく。  社内勉強会を通じて、自社内アプリの開発保守が出来る人財を増やし、事業継続性を高める。  社内のシステム状況は、問題があれば随時見直すものの大幅な入れ替えは、6月から8月の間で実施し、情報資産一覧とネットワーク構成図を更新する。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社ホームページにて  https://www.suwajimuki.co.jp/ にアクセス後、上部ナビゲートバーで「会社案内」から「DX推進について」をクリック。ダイレクトURL　https://sites.google.com/a/xn--3kqu8hgw0ad82atxa.jp/public/aboutus/dx1 | | 記載内容抜粋 | レガシー・システムである販売管理を、自社開発を行いクラウド上へ移行する。  代表取締役に依存した社内開発体制の分散化を目指し、社内開発アプリへの生成系AIを積極的に活用し、分析や、振る舞いの改善。そして開発負担の低減を目指す。  アタックサーフェイス管理を進め、リスク・コントロールのために、OSINT情報を把握する。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進の取り組みについて | | 公表日 | 2025　年　4　月　4　日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページにて  https://www.suwajimuki.co.jp/ にアクセス後、上部ナビゲートバーで「会社案内」から「DX推進について」をクリック。ダイレクトURL　https://sites.google.com/a/xn--3kqu8hgw0ad82atxa.jp/public/aboutus/dx1 | | 記載内容抜粋 | お客様からご注文や修理依頼のあった件数の内、インターネット経由のご依頼やご注文の構成率は、2025年3月は、30.5%あるが、自動発注の拡大やQRコードを使った注文方法の拡充によって2028年2月には、これを50%を目指す。  RPAの平均稼働時間が2025年3月で7.5時間/日あるが、2.5時間は、販売管理のデータ転記に費やしている。これを販売管理のクラウド化による自動連携化で、2028年2月には5時間/日への減少を目指す。  仮想PCインスタンスの月間稼働時間は、2025年3月時点で3024時間/月間になる。4台が販売管理の為に稼働しており、販売管理のクラウド化と、アカウント認証用1台の廃止によって、2028年2月には月間1400時間への削減を目指す。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2025　　年　4　月　5　日より | | 発信方法 | 当社ホームページにて    https://www.suwajimuki.co.jp/ にアクセス後、上部ナビゲートバーで「会社案内」から「DX推進について」をクリック。ダイレクトURL　https://sites.google.com/a/xn--3kqu8hgw0ad82atxa.jp/public/aboutus/dx1 | | 発信内容 | 代表取締役　林　史章は、経営方針発表や朝礼を通じて、DX推進の重要性とそのビジョンを社内に積極的に発信しております。また、DX推進の進捗状況や成果についても、ホームページなどを通じてステークホルダーに開示します。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025　　年　3　月頃　～　　2025　年　3　月頃 | | 実施内容 | IPA(独立行政法人情報処理推進機構)の「DX推進指標事故診断フォーマット」による分析を、代表取締役が行い、自己診断を提出しました。  受付番号　202504AH00000014 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2002　年　5　月頃　～　　継続中 | | 実施内容 | SECURITY ACTION二つ星を宣言しました。  代表取締役の指導の下、新たな知見を得る毎にセキュリティ体制を見直していく。  社内向けの情報セキュリティハンドブックを作成。社内勉強会で確認する。  インシデント発生時に事業継続計画に基づく災害対策本部を設置する。マニュアルは、毎年5月に更新する。  週1回のバッチ処理によるOS更新処理と、Webによる未更新端末の管理。  デジタルサイネージで、公開ポートへの接続拒否情報、ウイルス検出状況、DMARC拒否状況、IPS/IDSの不審パケット検出など14種類のセキュリティ情報を逐次モニタリングしている。  危機意識啓発を目的に、毎日個人情報漏洩事件と脆弱性情報のニュースを社印善人と共有している。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。